

東京都内で調理業務に従事している「調理師免許証」をお持ちの皆様へ

東京都福祉保健局

平成28年は、調理師法に定める「調理師業務従事者届」の該当年です。

調理業務に従事している調理師の方は「調理師業務従事者届」を提出してください。

近年、食生活における外食依存の傾向が強まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様が国民の食生活に果たす役割はますます重要になっています。

このため、調理師法では就業する調理師有資格者の現状を把握し、調理師の資質向上を目的とする各種事業を円滑に実施するため、就業している調理師の方に2年に1度の届出を義務付けています（調理師法第5条の2）。

平成28年は、この届出の該当年です。下記に該当する調理師の方は、届出用紙に必要な事項を記入し、届出先へ郵送してください。

記

1 届出が必要な調理師の方

平成28年12月31日現在、次の①～③の要件全てに該当する方

- ① 調理師免許をお持ちの方（調理師免許証の交付を受けている方）
- ② 東京都内の施設（下表参照）に勤務されている方（パート・アルバイトを含みます。）
- ③ 調理業務に従事している方（※ 学校等で教職に就いている等の方は対象外です。）

調理業務従事場所	施設の具体例
1 寄宿舍・寮	社員寮、学生寮等
2 学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター
3 病院	患者給食等
4 事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	保育園、老人ホーム、心身障害者施設等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9 魚介類販売業	
10 そうざい製造業	
11 その他	自衛隊、一般給食センター等

※ 届出用紙の「調理業務に従事する場所」欄の該当する番号を○で囲んでください。

※ 業務従事場所が1～7に該当する施設については、飲食店営業の許可を持っている場合でも、8ではなく、1～7のうちの該当する番号を○で囲んでください。

2 届出期限

平成29年1月15日（日曜日）まで（当日消印有効）

3 届出方法

平成28年12月31日現在の従事状況を、「調理師業務従事者届」にご記入の上、封筒に82円切手を貼って、以下の届出先に郵送してください。

4 届出先（郵送先）

調理業務従事場所により異なりますので、下表を参照してください。

調理業務従事場所	届出先（東京都知事指定 指定届出受理機関）
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。） 9 魚介類販売業、 10 そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いとうビル4階 電話：03-5285-0271
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。）	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201 電話：03-3545-1651
8 飲食店営業（ <u>西洋料理</u> ）	公益社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル5階 電話：03-5473-7261
8 飲食店営業（ <u>中国料理</u> ）	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル3階 電話：03-3666-5415
1 寄宿舍・寮、2 学校、3 病院、 4 事業所、5 社会福祉施設、 6 介護老人保健施設、 7 矯正施設、11 その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-5-8 神田木原ビル1階 電話：03-3254-4615

注1) 東京都では、本事業を広く周知するため、届出受理機関として複数の団体を指定しています。このことから「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」のどちらかに郵送してください。

なお、和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に郵送してください。

注2) 別紙の届出用紙は、東京都内でお勤めの方のものです。他道府県でお勤めの方は、勤務先所在地の道府県の衛生主管課にお問い合わせください。

＜この届出に関するお問い合わせ先＞

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当

電話：03-5320-4358（直通）

福祉保健局ホームページ：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>